昭和６３年１２月 日本経済と公共投資 NO. 12

建経研８８０１１

建設市場の拡大の中で魅力ある建設産業への脱皮

RICE

財団法人 建設経済研究所

はじめに

今、日本経済は絶好調である。建設投資も内需拡大の国是の下で、予想以上の拡大を示している。かねてからわれわれが主張してきた政策路線にあることを喜びたい。

しかし、その基盤は必ずしも強くない。内需拡大は外圧によるところが大きく、公共事業はNTT株という有限の財源で支えられている。173万戸の住宅建設も地価高騰下での節税対策という色合いが濃い。内需主導型の経済成長を定着させるには、さらに一段の努力が必要である。

一方、わが国の国際化の波は駆け足でやってきている。国内産業の典型であった建設市場への外国企業の参入は現実のものになっている。外国人労働者の不法就労も大きな社会問題になりつつある。さらに、国際建設市場は、その需要拡大の必要性とは裏腹に、縮小する傾向にある。この中で先進国の三分の一を占めるわが国の建設市場に諸外国の関心が高まるのも当然の動きであろう。わが国の建設産業をみると大手の建設企業の国際競争力に対しては外国からの評価も高く、国際的役割りを増している一方、国内的には多くの中小建設業を中心に建設産業はなお立遅れを示しており、建設産業の構造改善の必要性はいっそう高まっている。企業は強いが、産業はなお弱いのである。

今、われわれはフォローの風の中にいる。今こそ、経済も、産業も、国土も、生活も、本当の意味での先進国にキャッチアップすべく格段の努力を続けるときである。

昭和63年12月

財団法人　建設経済研究所
理事長　宍戸寿雄

日本経済と公共投資
――建設市場の拡大の中で魅力ある建設産業への脱皮――

昭和63年12月

目　　次

エクゼキュティブ・サマリー …… 1

第1章　日本経済の現状と見通し、安定基調の定着を …… 9

1－1　順調な景気拡大、内需主導型成長の定着 …… 9

1－2　今後の経済動向 …… 10

1－3　なお不安材料を抱える建設投資 …… 11

第2章　公共投資、住宅及び住環境の改善向上 …… 13

2－1　クオリティーオブライフ“生活の質”の貧弱さ …… 13

2－2　住宅及び住環境の劣悪さ …… 14

2－3　社会資本の立遅れ …… 16

2－4　公共事業の財源問題 …… 19

・　公共事業費とNTT株

・　消費税の導入

・　受益者負担とりわけ都市計画税の強化

・　建設国債の発行

・　土地課税による増収等

2－5　地価高騰を反映させない住宅供給 …… 22

第３章　国際化の進む建設市場、世界経済の中での日本の役割り …… 24
３－１　国際建設市場の動向、縮小の中での日本の伸張 …… 25
３－２　各国別の建設市場の特性、維持改良へ …… 27
３－３　建設市場の今後の見通し、低迷する市場規模 …… 31
３－４　建設市場の開放、その社会的文化的インパクト …… 32
３－５　わが国建設企業の強さと弱さ …… 34

第４章　これからの建設産業 …… 37
４－１　建設産業の内包する諸問題、「企業は強く産業は弱し」 …… 37
４－２　構造改善プログラムの促進 …… 37
４－３　生産性の向上 …… 38
４－４　労働力問題 …… 42

エクゼキュテイブ・サマリー

第1章　日本経済の現状と見通し、安定基調の定着を

1－1　順調な景気拡大、内需主導型成長の定着

日本経済は、62年以降内需の自律的な拡大を中心として、バランスのとれた持続的成長のパターンとなっている。しかし、米国の双子の赤字及び日本の貿易収支黒字の改善はあまり進んでいない。

1－2　今後の経済動向

今回の設備投資と消費の盛り上がりは、今後も持続的な拡大基調の好循環にあり、来年も引き続き景気は堅調と考える。また、この安定基調の定着には物価の安定と貿易黒字の縮小が不可欠である。

1－3　なお不安材料を抱える建設投資

62年度に内需拡大を牽引したのは公共投資と住宅投資の拡大であったが、63年度は、公共投資の伸びは見込めず、住宅投資も頭打ちから減少に転じている。NTT株売払収入による財源にも限度がある。

社会資本の整備は単なる景気対策の手段としてではなく、国民生活の真の豊かさのために実施されるべきであり、公共投資の安定的な基盤の確保が重要である。

また、住宅は国民の暮らしの基盤であり、コンスタントに良質な住宅ストックを蓄積すべきである。

そのためには、地価の安定さらに引き下げが必要である。

第２章　公共投資、住宅及び住環境の改善向上

２－１　クオリティーオブライフ“生活の質”の貧弱さ

統計上、今や日本は世界一の金持ち国である。１人当りの国民総生産は為替レートの変動によって米国を抜き、貿易収支、対外純資産、失業率いずれをみても世界一豊かな国である。

生活の質を衣食というフローで見る限り、われわれの生活は豊かであるが、住宅及び住環境となると状況は一変し、生活の質の向上には程遠い。住宅価格は高く、通勤時間は長く、生活環境の整備は立ち遅れている。

２－２　住宅及び住宅環境の劣悪さ

大都市での住宅事情は、以前から高く、遠く、狭いといわれてきたが、今回の地価高騰でいっそう悪化している。全国レベルでは、ストック、戸当り床面積とも欧米と比べて、それほど見劣りしていないが、東京圏では広さも環境も劣悪であり、下水道の普及も低い。加えて住宅価格は異常に高く、所得との乖離が拡大しており、勤労者の住宅取得は困難なものになっている。

２－３　社会資本の立遅れ

公共投資について、その乗数効果の低下及び社会資本の充実をもって、その必要性を疑問視する見解もあるが、今回の財政出動による内需拡大への効果はその見方が誤りであることを示している。

また、社会資本については整備が進んではいるが、なお通勤事情や交通混雑など地域的あるいは施設間での跛行性があることは否めない。

公共投資は、国民生活の向上のために必要不可欠なものであり、その促進には不断の努力を重ねる必要がある。

２－４　公共事業の財源問題

（公共事業費とNTT株）

昭和63年度の公共事業費は昨年度の当初予算に比べて大幅に伸びているが、

その財源の国債への依存度が低下している。これはNTT株の売払収入が大きな役割を果たしているからである。

今後は、この売払収入の効率的な活用に努めるとともに、この財源が有限であることから、新たな財源の確保についても検討する必要がある。

（消費税の導入）

消費税が成立する見通しとなり、国の財政構造は大きく変革をとげることになった。消費税は国庫収入増をもたらすものである。一般財源であることからその使途は限定されていない。また消費者への転嫁を明確にされているなど評価するに足りるものである。

（受益者負担とりわけ都市計画税の強化）

東京都区部の都市計画税は、表面税率0.3％に比べ実効税率は0.03％と10分の1であり、受益者負担の機能が果されていない。受益者負担の強化を図る必要がある。

（建設国債の発行）

財政事情の好転により、国債への依存度は低下しているが、本来建設国債は、乗数効果を通して経済の拡大をもたらすものであり、財政再建とは矛盾しない。

公共事業の財源は現在の財政状況のもとでは確保されているが、時宜をえて建設国債の発行が弾力的に行われるよう心がけなければならない。

（土地課税による増収等）

62年度の決算では、国庫は7兆円近い自然増収があった。東京都も同様であり、また、金融機関も史上最高の増収増益である。これは景気の回復という面もあるが、地価高騰によるところが大きい。政府や自治体は、地価上昇による増収を公共事業や住宅投資に充当するなど国民に還元する必要がある。

2－5　地価高騰を反映させない住宅供給

異常な地価高騰の中で、現実問題としては、地価が反映しない形での住宅供給を考える必要がある。

このためには、まず国公有地の住宅地への優先利用や東京湾臨海部の埋立地への住宅立地などを土地代を反映しない方式で積極的に進め、国や自治体が自

らその所有する土地について地価の高騰の利益を得ることをやめる必要がある。

また、容積率の割増等による住宅供給の促進など、地価高騰を反映しない住宅供給の仕組みをもっと工夫する必要がある。

第３章　国際化の進む建設市場、世界経済の中での日本の役割り

３－１　国際建設市場の動向、縮小の中で日本の伸張

（世界の建設市場）

日・欧・米の建設市場は、景気の回復の中で、やや拡大する傾向にある。それに対して、その他の国の市場は原油価格の低迷、累積債務の増大などで縮小しつつある。この中で世界の大手建設企業の受注は海外受注の縮小により年々減少していたものが、ここ数年の国内受注の増大によりようやく増加している状況にある。

（わが国の建設企業の動向）

わが国の建設企業は受注額では他国を圧倒している。しかし、海外市場への依存度は、他国の企業より低く、国内市場が主体である。

米国の建設企業の規模とシェアはまだ大きいものの年々低下しているのに対し、日本の建設企業は海外シェアを拡大している。地域別にみると、東南アジアや中東諸国が低下し、米国でのシェアが伸びている。

３－２　各国の建設市場の特性、維持改良へ

（各国の建設市場の動向）

日・米・欧の建設市場は60兆円台でほぼ均衡している。しかし、その内容をみると、日本は内需拡大の中で増加しつつあるが、米、欧は低迷している。またEC諸国を国別にみると、市場規模は日本と比べてかなり小さい。

（各国の住宅投資、維持修繕費等）

欧米では安定的に住宅投資が行われているのに対し、日本の住宅投資は、景気対策や税制など特別の事情による増減が激しい。しかし、強い住宅需要を背景に高い投資が続いている。

また欧米では高い社会資本の蓄積により、新規投資にもまして維持修繕の市場の割合が高い。これは日本の建設市場の将来方向を示唆している。

（建設企業の就業者数）

各国の建設市場と企業数、就業者数を比較すると、日本は市場規模に対して、企業数、就業者数とも相対的に少なく、一見優位に立っているようにみえるが、これは急激な為替レートの変動によるところもあり、日本の建設企業の実力に疑問が残る。

3－3　建設市場の今後の見通し、低迷する市場規模

（市場の規模）

景気回復の著しい英国、オリンピック景気のスペイン及び日本は、今後市場の伸びが期待できるが、その他のEC諸国及び米国の市場の拡大はあまり望めない。

（人口の動向）

建設市場の長期的な需要を支えるのは、基本的には人口の増加であり、人口の停滞しているEC諸国の建設市場の将来展望は暗い。

日本は、高齢化は進むものの、まだ人口は増加しており、この恵まれた環境にあるうちに経済大国から生活大国に成長し得るよう住宅と社会資本の充実をはかる必要がある。

3－4　建設市場の開放、その社会的文化的インパクト

わが国の建設市場開放に関して、外国企業に受注の機会を確保させる対策が進められているが、建設市場の開放は単に経済利益の均衡を図るという視点に止まらない。

EC諸国では、1992年の統合を目ざして市場の開放を進めているが、こと建設市場になると十分な成果はあがっていない。これは建設市場が各国の文化、教育、社会体制そのものだからである。今ヒト、モノ、技術などの全体的な開放が求められている。

3－5　わが国建設企業の強さと弱さ

わが国の建設企業は大手ゼネコンに関する限り、国際競争力は強い。これは、資金力、技術力及び独特の文化によるものである。しかし、同時に国内的にはその規模に比べ中小建設業を中心に産業構造は弱体である。

第4章　これからの建設産業

4－1　建設産業の内包する諸問題、「企業は強く産業は弱し」

日本の建設企業は、国内経済の好調に支えられ、フォローの状況にあり、同時に国際舞台でも活躍しているが、産業構造の改革の課題は今だ解決されていない。現在のような追い風のときにこそ、活力ある挑戦的な産業への転換を図らなければならない。企業は強いが、産業はまだ弱いのである。

4－2　構造改善プログラムの促進

中建審の第3次答申に示された構造改善事業の推進のため構造改善推進会議が設置された。そこで構造改善事業の計画的、重点的な取り組み肩を示すプログラムについて協議が進められており、その果断な実行が求められている。

4－3　生産性の向上

建設業の労働生産性は停滞しているといわれているが、必ずしも建設業の正確な労働生産性は明らかにされていない。この点を十分に検証したうえで、生産性の向上を目ざして、ロボット化、プレハブ化等を含めた技術開発を中心とした生産工程の改善に取り組むことが重要である。

4－4　労働力問題

最近の労働力不足は一時的な問題でなく、今後益々深刻化するものと思われる。若年労働者は減少し、一層の高齢化が進んでいる。

この問題に対処するために、生産性向上とともに、労働条件の改善、訓練・教育の充実を進めるとともに、建設産業全体のイメージアップを考える必要が

ある。

外国人労働者の雇用については、単に労働力不足という視点でみるだけでなく適正な労働市場の形成とわが国の国際的立場という広い視野で考える必要がある。

第１章　日本経済の現状と見通し、安定基調の定着を

１－１　順調な景気拡大、内需主導型成長の定着

・　日本経済は62年以降内需を中心とした順調な景気回復の波にのっている。経済企画庁が６日発表した63年第３四半期の経済成長率は季節調整値で前期比2.2％、年率換算で9.3％もの高成長となった。これは設備投資と個人消費を中心に内需が堅調であったためで、その寄与度は1.8％であり、外需（経常海外余剰）も機械類の輸出の増勢で１年ぶりにプラスに転じ、その寄与度は0.4％となっている。（図－１－１）

日銀の「企業短期経済観測」（11月調査）によると、主要企業の63年度の設備投資計画は、製造業、非製造業ともに、８月調査に比べ上方修正されており、全産業では前年度比18.1％増となっている。特に製造業は増産、拡販投資を中心に８月の23.8％増から11月の28.8％増と積極姿勢を強めている。

図－１－１　四半期別実質GNPの伸び率と内外需の寄与度

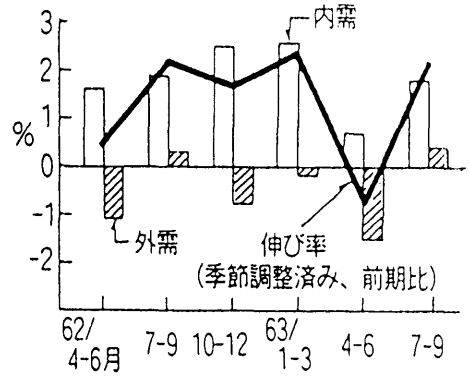

（資料）経済企画庁「国民所得統計速報」

・　個人消費も一貫して好調を持続しており、百貨店売上高（７月前年同月比9.6％増）、新車登録台数（９月前年同月比17.1％増）、海外旅行者数（８月前年同月比14.3％増）など高い伸びを続けている。

・　これを反映して企業の業況判断D. I.は39％と50年代以降のピークを更新、9月中間決算でも経常利益は大幅増益となった。

・　このように第3四半期以降も内需の自律的な拡大が進んでおり、この間物価も比較的安定、対外不均衡も基調としては是正方向にあるなどきわめてバランスのとれた成長パターンをたどっている。

・　ただし、不均衡の改善のテンポの鈍い米国経済の動向は依然不安材料として残っている。87年度に減少した財政赤字も88年度再拡大に転じている。11月の大統領選挙の結果、レーガン政権の継承者である共和党のブッシュ氏が選ばれたところであるが、これまでの経済運営をドラスティックに変更することは考えられず、結局、双子の赤字はそれほど改善の方向に進まないであろう。

他方、日本企業の円高克服等によって、9月の貿易収支の黒字は微減（前年同月比0.2％減）にとどまった。この結果、上半期の貿易収支黒字は463億6,200万ドルとなり、これに加えて輸出の増加、原油価格の低下などから、最大の課題である黒字縮小に関しては政府見通し（810億ドル）の達成は困難とみられている。

・　今年に入ってしばらく安定を保っていた為替相場も、ここへきて円高加速を強めており、予断を許さない状況である。

1－2　今後の経済動向

・　一般に設備投資は加速度原理が働いて需給や景気の大きな振幅をもたらす傾向があり、経済の安定的な拡大にとってその過熱状況は好ましいことではない。一部はストック調整圧力の高まりによる景気の冷え込みをおそれる見方や、需給の過度の逼迫による物価上昇を懸念する声もある。

・　しかし、今回の設備投資の盛り上がりは、新製品、研究開発投資等、経済構造転換の中で企業家精神の積極的な発揮という側面も強く、今後も持続的な拡大基調を保つことが予想される。

・　現在の日本経済は、設備投資、個人消費の好調が、企業収益の改善につながり、賃金の上昇と家計所得を押し上げ、さらに消費を拡大させるという好循環に入っており、来年も引き続き景気は堅調と考えてよいだろう。

・　もちろんその前提としては、物価の安定と貿易黒字の縮小が不可欠である。このため、市場開放や規制緩和等を通じて輸入の拡大を図るとともに、製品需給、労働需給の動向、マネーサプライの動向に引き続き充分な注意を払っていく必要がある。

1－3　なお不安材料を抱える建設投資

・　62年度において、内需拡大の牽引車としての役割を果たしたのが公共投資の拡大と高水準の住宅投資であったことは周知のとおりである。これによって建設投資も61兆2,200億円（見込み）と14.4％の伸びとなり、建設業も久しぶりに活況を呈し、企業収益も大幅に改善された。

・　しかし、急増後の63年度の公共投資は結果として前年度補正後と同水準であり、また、昨年の大幅増を可能にしたNTT株売払収入も決して永続的な「打出の小槌」ではない。せいぜい5年程度のボーナスであり、しかも最近では株価も不安定な状況にある。

・　社会資本の整備は単なる景気対策の手段としてではなく、国民生活の真の豊かさのために着実に実施されるべきであり、公共投資の安定的な基盤の確保が最重要課題である。

・　住宅投資についても、62年度の新設住宅着工173万戸というのは、低金利、地価高騰を反映した節税対策としての貸家建設の急増などを含んでおり、昨年後半の、住宅金融公庫金利引上げ前の駆け込み着工の反動もあって、63年度に入ってからは、頭打ちから減少に転じている。

・　現在のところ、63年度上半期の新設住宅着工は87万8,900戸（前年同期比0.03％増）と予想外に堅調であり、当初懸念されたほど景気の足を引っぱるおそれはないようである。しかし、昨年度は後半に加速した貸家建設は既に停滞し、9月は前年同月比11.8％減となっている。10月からの住宅ローン金利の引き上げもマイナスに響いてくるだろう。（図－1－2）

・　いずれにせよ、住宅は、国民の暮らしの基盤であり、特殊な事情によって年間数十万戸のオーダーで変動することは望ましいことではなく、所得の向上や住み替えの必要に応じてコンスタントに良質な住宅ストックを蓄積することが

本来の姿である。

・　余暇化、高齢化、社会の成熟化等の動向は、人々の目を家庭や地域に向かわせており、住宅の質、住環境の向上に対する意識、感性はきわめて高くなっている。これに対応して、リフォーム等も含め、多様な需要の掘りおこしを図っていく必要がある。

・　地価の高騰も不安材料の一つである。東京圏における公共事業は用地費にくわれて実物投資が減殺されるなどの影響が生じており、住宅価格の上昇は、コンスタントな住宅需要の拡大の足をひっぱる危惧も強い。公共事業の円滑な実施と住宅需要の維持拡大のために何はさておいても地価の安定さらに引き下げが求められている。

図－１－２　新設住宅着工戸数（前年同月比）

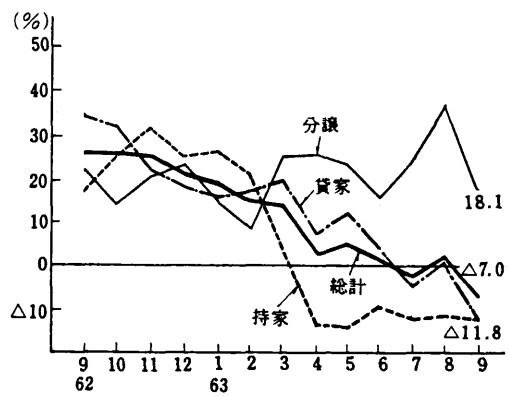

（資料）建設省「新設住宅着工統計」

第２章　公共投資、住宅及び住環境の改善向上

２－１　クオリティーオブライフ“生活の質”の貧弱さ

・　統計上は、今やわが国は世界第一位の金持ち国であり、世界一のリッチな国民である。1987年（昭和62年）の実質成長率は、4.9％であり、世界的に景気が回復する中でも、米国の2.8％、西ドイツの1.7％をかなり上回った成長ぶりを示している。これを1986年（昭和61年）の１人当りの国民総生産でみると、わが国は１万6,155ドルであり、西ドイツの１万4,694ドルよりやや上位、米国１万7,529ドルより低位にあった。この時点ですでに西ヨーロッパ諸国を上回り、米国と比肩する位置にあったのは間違いない。

・　このところの急激な円高もあり、今やわが国は米国をりょうがする経済大国になってしまっている。1986年の為替平均レート１ドル169円に比べ、現在は121円（1988年12月５日現在）であり、円は1.39倍強くなっている。このレートにより１人当りの国民総生産をみると、1986年時点で日本は２万2,455ドルという計算になる。

・　経常収支をみても、1987年米国のマイナス1,600億ドルに比べ、日本はプラス850億ドル、加えて、対外純債権をみても、世界最強の黒字国、債権国に成長している。失業率も、日本は2.8％と同じく米国の6.2％、西ドイツの7.9％を大きく下回っている。数字の上では、日本は世界一リッチな国民のはずである。

・　クオリティーオブライフ“生活の質”を衣食というフローでみる限り、わが国の国民生活はきわめて豊かであり、むしろ贅沢ですらある。グルメブームで世界中の美食を楽しむことができ、街行く市民の衣は東京が世界最高に華美である。西欧の贅沢な消費財は、日本の顧客を抜いては成り立たないと云われる。音楽、美術、文芸等の文化面においても、同じような高い消費水準にある。まさに“暖衣飽食”の時代といってよい。

・　しかし、国民とりわけ大都市の住民にとって今の状況はクオリティーオブライフとはかけ離れた状況にあり、豊かさはとても感じられないのである。それは何故なのか。

それは住宅と住宅環境の貧弱さゆえにつきるのである。まずは住宅価格の高さであり、次に労働時間の長さに加えて大都市住民にとっての通勤時間の長さであり、さらに住環境の悪さとりわけ下水道、公園といった生活環境社会資本の立遅れである。そしてこの住宅及び住環境の劣悪さは、全て地価の異常な高さと社会資本の不足からきていることである。

2－2　住宅及び住環境の劣悪さ

・　衆議院の物価問題特別委員会において“サラリーマンにマイホームが持てるか”というテーマで集中論議が行われ、国民の関心を集めた。結果としては住宅問題解決のあては見えず、サラリーマンの期待に応えるものとはならず、さらに庭付き一戸建ての住宅取得は、東京圏では全く不可能ということが明らかにされた。昭和61年の一戸建の価格は東京都下で平均7,700万円、東京圏で4,600万円であった。これでも地価高騰前のものであり、昭和62年秋まで続いた地価高騰の結果をみれば、現在ではこれよりはるかに高額になっている。（図－2－1、図－2－2、図－2－3）

・　一方、東京圏の平均的な中堅サラリーマンが購入可能な住宅価格は、最大限で3,500万円が限度であって、敷地面積120平方メートル、床面積90平方メートルという程度の住宅でも、この上限価格で購入するとなると、都心から50kmから60kmのところでなくては見出せない状況になっている。欧米諸国では、住宅価格が年収の3倍ないし4倍であるのに比べ、高騰前の61年ですら5.5倍であった。高騰後の今、住宅価格と取得の乖離はさらに拡大しており、東京圏の勤労者の住宅取得は困難なものとなっている。

・　大都市での住宅事情は、かねてから高く、遠く、狭いといわれてきたが、今回の地価高騰でのその条件はいっそう悪化している。たとえ幸運にも50kmから60kmという遠方で住宅を取得できたとしても、年収の何倍というローンを負担し、二世代ローンの場合には子供にも借財を回すことになる。せっかくのマイホームも余りに遠く、通勤時間は片道2時間、勤務によっては家族別居やマイホームのために離職ということすら起きている。町中には家に戻れないサラリーマンのためのカプセルホテルが利用され、新幹線通勤も話題になっている。

図－２－１　商業地の地価水準の推移

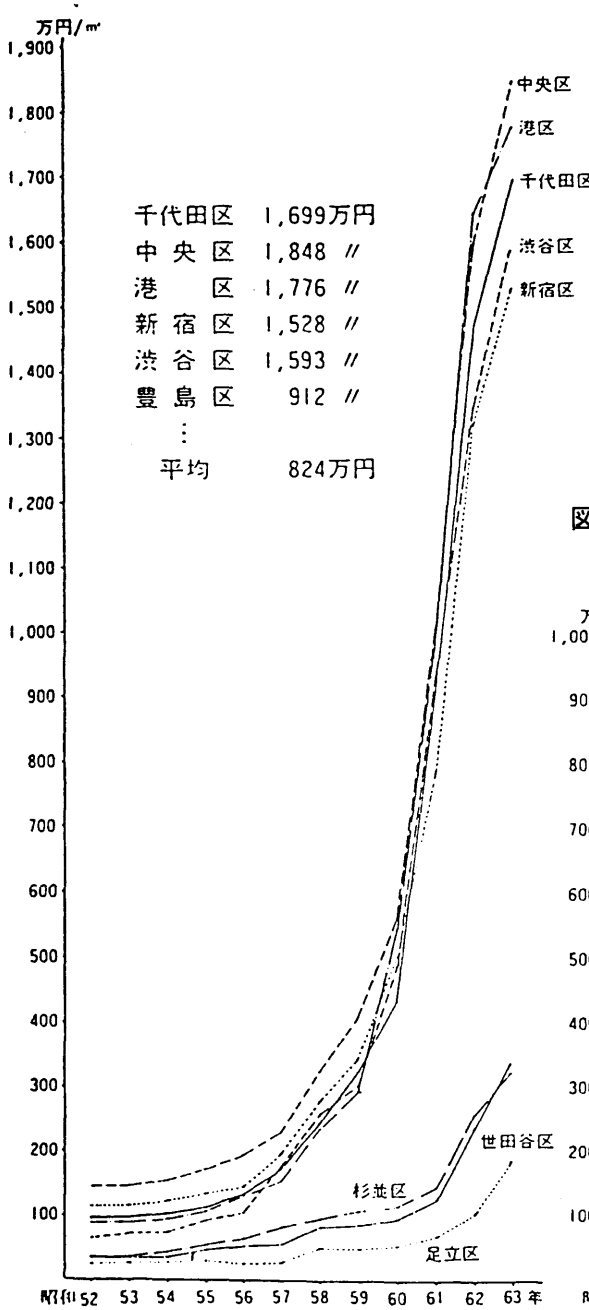

図－２－２　住宅地の地価水準の推移

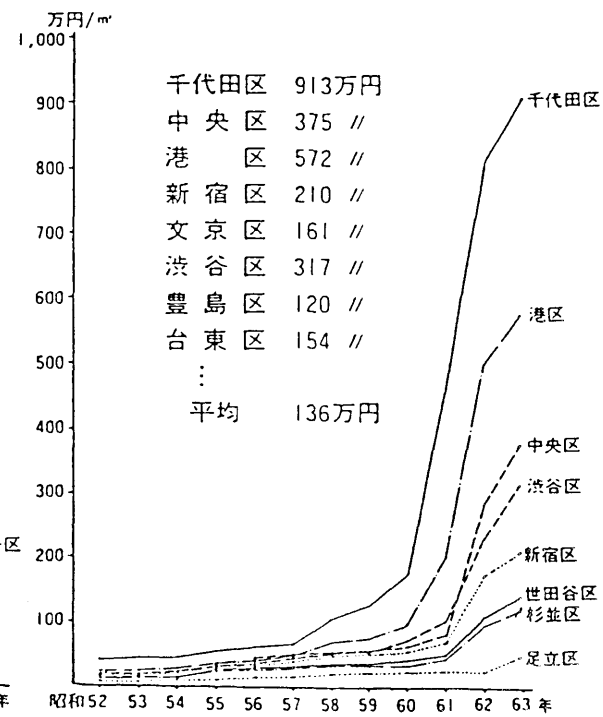

資料：地価公示資料による

図－２－３　分譲マンション１戸当り平均価格の推移

（　）は対前年度増減率

項目 / 地域 / 年度	１戸当り平均分譲価格	(専有)3.3㎡当り平均分譲価格	１戸当り平均専有面積
	(万円)(%)	(万円)(%)	(㎡)　(%)
全国 61	2,654 (6.1)	127.8 (1.0)	68.5 (5.1)
全国 62	3,150 (18.7)	153.4 (20.0)	67.8 (△ 1.0)
全国 63上	3,933 (24.9)	188.2 (22.7)	69.0 (1.8)
首都圏 61	2,997 (4.0)	143.8 (△ 1.9)	68.8 (6.0)
首都圏 62	3,914 (30.6)	193.1 (34.3)	66.9 (△ 2.8)
首都圏 63上	5,443 (39.1)	258.7 (34.0)	69.4 (3.7)
東京都 61	3,662 (7.1)	186.0 (2.3)	65.0 (4.7)
東京都 62	4,936 (34.8)	272.0 (46.2)	59.9 (△ 7.8)
東京都 63上	10,450 (111.7)	508.7 (87.0)	67.8 (13.2)

（資料）「高層住宅供給動向調査」（㈳日本高層住宅協会）

・　住宅事情を欧米諸国と比べてみると、一見全国レベルでみるとわが国の住宅事情は欧米に比べて必ずしも劣っていないように見える。人口千人あたりのストックは、英国393戸、フランス444戸、西ドイツ443戸、米国398戸に比べ323戸とほぼ肩を並べている。新設住宅１戸当りの床面積もフランス88.6m^2、西ドイツ89.6m^2、米国134.8m^2であり、日本は米国の60％程度の80.9m^2となっている。

・　しかし、この数値は全国平均のものであり、こと東京圏をとると著しく見劣りがする上に、この数値に表われない住環境の貧しさが目立つ。水洗トイレの普及率は、諸外国がほぼ100％に比べ、全国平均でわが国は58.2％でしかない。公共下水道の普及率に至っては38％でしかない。東京圏ですら下水道のない高級住宅がいまだに残っている。欧米諸国の緑の中に広々と広がる住宅街に比べ、わが国の住宅の環境ははなはだ劣悪であり、戸当りの敷地面積は極端に小さい。

２－３　社会資本の立遅れ

・　財政政策の転換とともに、建設投資の対GNP比率も17％台に回復し、欧米

諸国が10％以下であるのに比べ、フローの面では格段の努力がなされている。内需拡大の柱は、公共事業であり、住宅投資である。昭和61年の総合経済対策、62年の緊急経済対策は、この点大きな効果があったものと評価できる。

・　一方、これまで財政再建の中で、公共事業による乗数効果が低下していること、あるいはわが国の社会資本の欧米諸国に比べて遜色ない水準に達しているとの立場にたって、これ以上の社会資本投資の必要性は乏しいという見解も一部きかれたところであるが、現実にはその見解は妥当ではなかったことを、現在の財政政策が端的に示していると思われる。

・　確かに、各種モデルでみる限り公共投資の乗数効果が昭和40年代までの高度経済成長期に比べて低下してきたことはうかがえるであろうが、そのことは公共投資に限らない。建設省の試算では56年度以降乗数効果はやや上昇しており、なお、減税や社会保障に比べはるかに高いものとされている。

なお、景気の対策の手段としての役割りを失っていないことは、今回の緊急経済対策の効果に見るとおりである。また、公共投資は、不況対策の手段もさることながら、国民生活の向上や経済活動のために必要不可欠な役割りをもつものであり、このような公共投資本来の目的を見失ってはならない。

（図－２－４）

・　社会資本の整備は、確かにより進んでいるものの、なお地域的あるいは施設間で跛行性があることは否めない。都市交通ひとつとっても、首都圏の通勤事情の悪さや自動車の混雑現象をみれば、その立遅れは歴然としている。通勤混雑は年々悪化し、地価高騰による住宅地の遠隔地化によっていっそう悪化しようとしている。

・　国土の均衡ある発展を図り、多極分散型の国土構造をつくる高規格幹線道路網、１万4,000kmの建設はその途上にあり、今共用されている高速自動車国道は、昭和62年度末で4,387kmであり、その31％強にすぎない。この4,387kmによって１時間以内に高規格幹線道路のインターチェンジに到達できる範囲の人口は全人口の84％、面積は全国土面積の52％でしかない。この１万4,000kmの完成によって、ようやくほぼ100％の人口と国土が１時間圏域となることができる。

・　当面のわが国の国是である内需主導型経済成長の定着のためにも、国際経済の協調に貢献するという経済政策の視点からも、均衡ある国土を形成し豊かな市民生活をつくり出すためにも、公共事業の促進には不断の努力を重ねていかなくてはならない。そのために必要な経済力はわが国は充分備えている筈なのである。

図－２－４　公共投資による経済効果

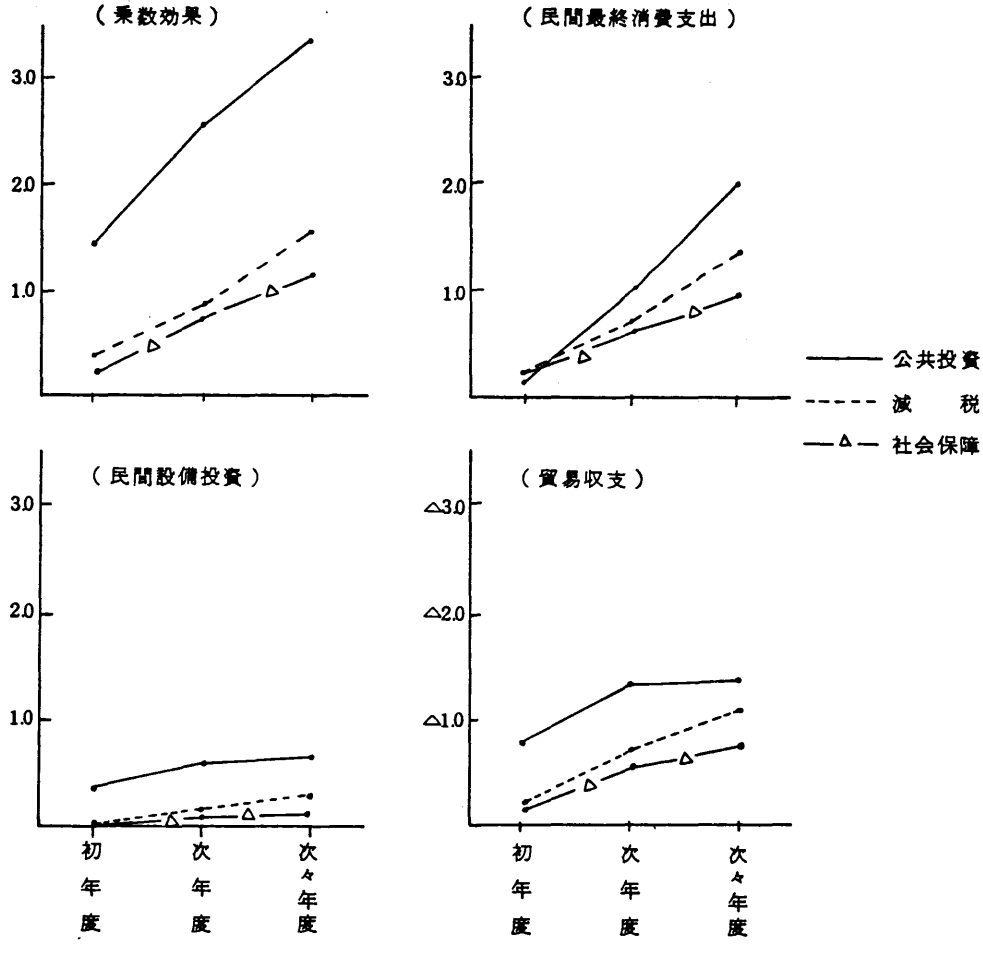

(注)①　図は、日経マクロモデルを用いた６３年度を初年度とする１兆円追加等のサステイン方式による試算値を示す。

②　減税は家計に対する直接税、社会保障は家計の社会保障給付受取額をそれぞれ対象とする。

③　貿易収支はＮＩベースである。

（出典）建設省「建設経済の構造とその経済効果」（63年11月）

2－4　公共事業の財源問題

（公共事業費とNTT株）

・　昭和63年度の公共事業費は、一般会計において62年度当初と同額の6兆824億円を計上し、NTT株の売払収入の活用により産業投資特別会計社会資本整備勘定に1兆2,000億円を計上している。この両者を合わせた公共事業関係費7兆2,824億円、うち一般公共事業費は7兆2,173億円と、大型の補正予算が組まれた62年度の補正後予算とほぼ同額であるが、当初予算に比べると19.9％と大幅な伸びを示している。

・　公共事業費の財源をみると、建設国債は、5兆6,900億円で前年より1,700億円3％増加したにすぎず、特例公債の削減の努力もあり、国債発行額は8兆8,410億円、国債への依存度は15.6％に低下している。この結果、国債残高は158兆円、対GNP比率は43.5％とわずかながら前年より低下し、財政再建への途が見えてきている。この中で、公共事業の財源にとって、当面NTT株の売払収入がいかに大きな役割りを果していたのかがわかる。

・　NTT株売払収入による公共事業については、無利子貸付によるA型（収益回収型）などの新しい公共事業の仕組みが導入され、それなりに活用されているが、公共事業の執行方法が容易に転換しにくいために、円滑に消化されていない点が指摘されている。公共事業の効率性を高め、採算性にのせた事業展開を進めるなど特段の努力が求められている。

・　NTT株の売払による収入は、5年程度の時限的なものであり、また、最近における株価の低迷状況からして、これに今後過度に依存することはできないものと思われる。NTT株以後の新たな財源創出について、同様の機能を果せる他の財源の確保についても今後積極的に検討していく必要がある。

（消費税の導入）

・　紆余曲折を経て、10年以上の年月をかけて大幅な税制改革が行われ、消費税が成立する見通しになり、わが国の財政構造は、経済社会情勢に対応して大きく変革をとげることになった。消費税は、取引段階において付加価値に3％を課税する間接税であり、実質的には西欧の付加価値税と同じである。大蔵省の試算によると消費税の収入は平年度で国税で4兆3,540億円、地方譲与分で

1兆885億円、合計5兆4,425億円と見込まれている。既存間接税廃止による減収をみても国庫収入増は平年度で2兆240億円となる。

・　消費税の使途については、当初福祉目的税とする考えもあったが、現実には一般財源とされており、使途は限定されていない。また、税のシステムについては、売上税の時に比べ、例えば公共事業の契約においても発注者への転嫁が行われる措置が講ずることとされ、消費者への転嫁が明確にされており、建設業にとっては評価するに足りる方向が示されている。

（受益者負担とりわけ都市計画税の強化）

・　都市計画税等の公共事業の目的財源の収入の増加をなお促進するなど受益者負担の強化を図る必要がある。昭和60年現在全国で都市計画税を徴収している市町村は786であり、都市計画事業施行市町村1,479の53.1％でしかない。また、都市計画税徴収額は全国で7,335億円であり、都市計画事業費4兆5,292億円の16％を占めるにすぎず、今の運用面では都市計画税の目的財源としての意義は薄い。

・　とりわけ地価高騰の著しい東京圏では、その増徴の必要性に反比例して、その実効税率は、著しく低下している。東京都区部における実情をみると、昭和63年の都区部における宅地資産額はほぼ460兆円と推定されるが、都市計画税収入は1,290億円にすぎず、実効税率は表面税率0.3％に比べて0.03％と10分の1に過ぎない。さらに、東京都は、地価高騰に対応するという理由で、２００平方メートル以下の土地に対しては税率を0.15％に減ずることとしている。都市計画税は、公共事業の目的財源としての機能を充分果していないのみならず、地価にリンクして負担するという本来の受益者負担の目的を果すことから程遠いという状況にある。

・　米国においては、固定資産税による収入増分を担保にして公債を発行し、公共事業の財源に充当する開発利益の還元方策が広く活用されている。これはT. I. F.（tax increment financing）固定資産増加税収制度と呼ばれているが公共事業による開発利益の還元の方策あるいは公共事業の受益者負担の強化という視点からも、わが国においても導入を検討してみる価値があると思われる。

（建設国債の発行）

・　財政事情の好転により国債への依存度はこのところ低下してきており、また国債費のウェイトも相対的に低下している。国債発行は本来の建設国債主体になりつつあり、財政再建の視点からも評価されることになっている。

・　本来、建設国債の増発による公共事業の拡大は、乗数効果、ストック効果を通して経済の拡大、増税の収入の増大をもたらすものであり、今回の緊急経済対策はまさにそれを証明しているのである。建設国債の発行は財政再建と矛盾するものではない。借金の累積だけを生む赤字国債、特例国債と基本的に異るところである。

・　公共事業の財源は、現在の財政状況では一応確保されており、現時点で建設国債の増額を云々する時期ではない。しかしながら、NTT株売払収入には限度があり、公共事業には常に財源問題がつきまとう。したがって、内需拡大と国民生活の安定のために、公共事業の財源として建設国債の活用に躊躇すべきではなく、時宜に応じて弾力的に対応できるよう常にその心掛けを持っていることが必要である。

（土地課税による増収等）

・　62年度の決算では、国庫は法人税、所得税、相続税を中心に7兆円近い自然増収が見込まれたという。また、東京都は、歳出をある程度拡大してもなお1兆円以上の黒字を計上することになると云われている。さらに、金融機関の62年度の決算は史上最高の増収増益であったともいう。

・　景気の回復が順調で企業活動が活発であったという面もあろうが、その主な原因としては東京圏における地価高騰をあげることができる。4年間に3倍に高騰した地価が、国庫、自治体に譲渡所得税、相続税、固定資産税を中心とした大幅な税収増をもたらし、金融機関に金利手数料の収入増をもたらしたことは、容易に推定がつくところである。

・　政府や自治体は、地価上昇による増収益を何らかの型で国民や市民に還元しバランスを図る必要がある。国庫の税収は減税に当てるか、これを基金として、積み立て、NTT株売払収入と同様に公共事業や住宅対策に重点的に充当することが必要である。また東京都等の自治体の収入は、これを国公有地や旧国鉄

用地の買収に充当し、公共施設や住宅の建設を促進すべきである。

2－5　地価高騰を反映させない住宅供給

・　4年間に3倍という異常な地価高騰が起こってしまった今、何にもまして地価の引下げが必要であるが、現実問題としてはたとえ高値安定であっても、何とかして地価高騰が反映しない形での住宅供給が行われるよう知恵をめぐらす必要がある。

・　住宅供給のために、土地の売買を伴うから地価がダイレクトに反映するのであり、これを避けるためには、売買を前提としない方式、高騰した地価を住宅価格に含めない方式が求められる。戦前の東京における住宅供給は借家が主体であり、大地主が自らの土地に建てるものであって、もともと土地代は微々たるもので、住宅価格に影響するところは少なかった。

・　土地臨調の答申でも「住宅供給は、土地所有者による良質な賃貸住宅の供給を促進する」とある。このためには、国公有地の住宅用地への優先利用を進め、その価格を住宅価格に算入しない方法をとることが必要である。膨大な遊休公有地のある東京湾臨海部の埋立地についても、何はさておき住宅立地を優先させて、価格においても造成原価に抑えることが必要である。国、自治体自らがその所有する土地の高騰の利益を得ることをやめる必要がある（図－2－5）。

・　東京都の住宅政策懇談会は都民住宅の構想すなわち都心の業務用建物に住宅付置義務を課するとともに、容積率の割増を行い、地価を反映しない形で、その部分を都が借り上げて、都民に供給するという新しい方式を提案している。また、建設省の市街地住宅懇談会も容積率の優遇を導入すべきとし、とくに住宅供給の必要ある地域においての敷地規模等の要件緩和、業務などの用途別容積率、地上2階までを業務系とし3階以上を住宅系にするといった立体用途等の新しい方式を提案している。いずれの提案も、従来の狭い常識を打ち破ろうとするものである。単なる理想論ではなく、現実の施策となることが必要である。

図２－２－５　東京湾内で造成された埋立地面積の推移（港湾区域内）

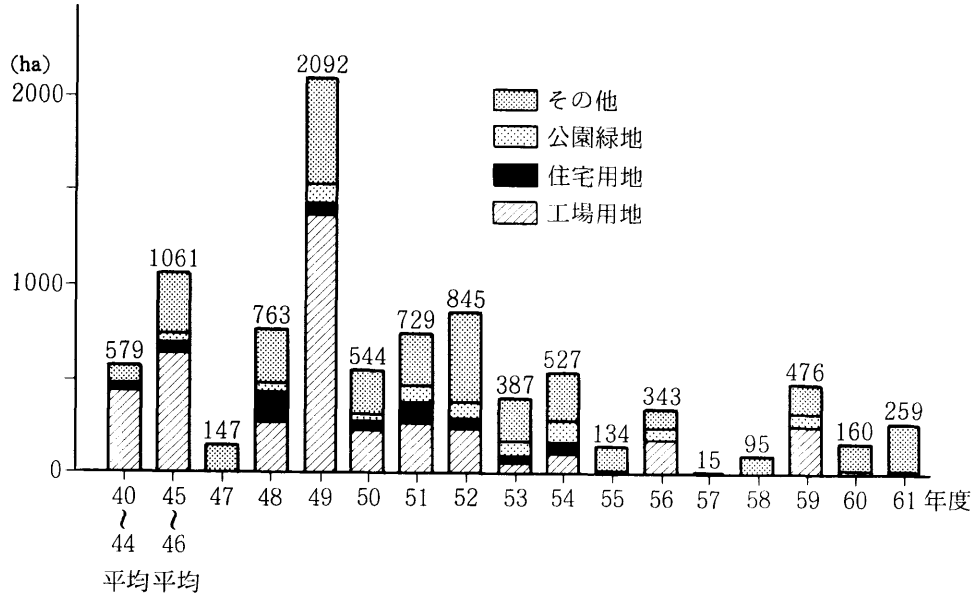

第３章　国際化の進む建設市場、世界経済の中での日本の役割り

２カ年にわたる建設市場の開放に関する日米交渉は成立し、既に米国、韓国の建設企業が受注のための具体的な活動を開始しており、建設市場の国際化が現実のものになっている（日米建設協議合意後の経緯参照）。一方、建設現場における外国人労働者の不法就労が表面化し、新たな社会問題を惹起しており、国際化の別の一面を現わしている。従来国内産業の典型と思われてきた建設産業にも急激に国際化の波が押し寄せている。これを受け身で対応することなく、世界とともに生きる日本の役割りを認識し、主体的に対応することが必要となっている。以下、このような情勢の中で、わが国を含めて、世界の建設市場がどのような状況にあり、その国際化がどのように進展しているのかを眺めておきたい。

日米建設協議合意以降の経緯

昭和６３年	３月３０日	実質的合意
	５月３１日	マスタープラン記者発表（首都高速１２号線（年度発注計画を含む）、伊勢海岸道路、明石海峡大橋、東京湾横断道路の４プロジェクト）
	６月　７日	日本・ＥＣ首脳会談（ＥＣ公共事業算入について、相互主義が重要との発言）
	７月　６日～７日	ＥＣ対外関係総局長より日米合意のＥＣ諸国への適用の要望
	８月２５日	竹下総理訪中、李総理と会談
	９月　６日	第１回モニタリング委員会開催
	９月　９日	米ベリティ商務長官・建設大臣表敬訪問
	１１月２４日	ＭＭ２１プロジェクトで米国シャール社を含むＪＶが工事を落札
	１２月　５日	第２回モニタリング委員会開催

3－1　国際建設市場の動向、縮少の中での伸張

（世界の建設市場）

先進諸国の建設市場を全体的にみると、1987年には景気の回復の中で、市場規模はやや拡大する傾向にある。米国では4,000億ドル（約60兆円、1ドル＝150円）、西欧12カ国（EC諸国）　2,951億ポンド（約68兆円、1ポンド＝230円）であり、一方、わが国は緊急経済対策が講じられたこともあり、61兆円と規模を拡大している。日、米、欧の間ではほぼ1対1対1とその市場規模は均衡している（図－3－1）。

図－3－1　日、米、欧の建設市場

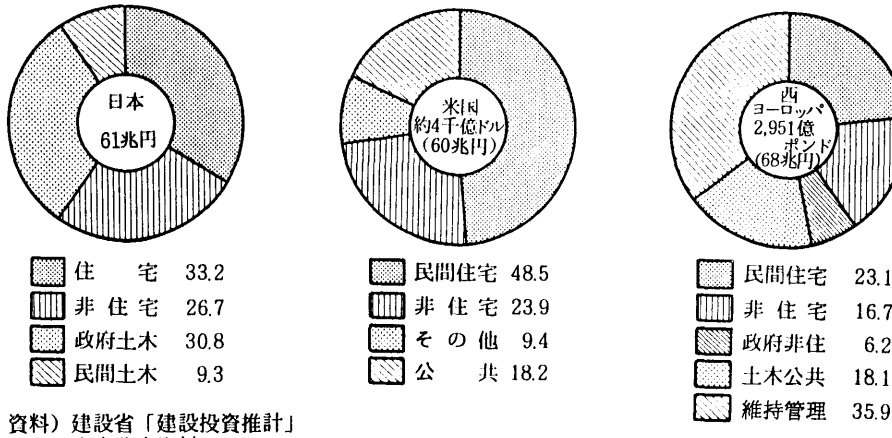

資料）建設省「建設投資推計」
米商務省資料
ユーロコンストラクト会議資料

・　日、米、欧以外の建設市場の動向は、定かではないが、国際化が進む中で、その必要性、需要の拡大とは逆にその市場規模は縮小する傾向にある。とりわけ、OPEC諸国の石油資金力の低下、発展途上国の累積債務の増大、先進国の財政難などから国際建設市場の動きは、きわめて鈍い状況にある。

・　国際建設市場の動きを、ENR誌の統計によるこの数年の世界の上位250社の建設企業の受注状況でみると、年々縮小を続けている。受注額は1981年（昭和56年）に2,360億ドルであったものが、年々減少し、1984年（昭和59年）には1,913億ドルにまで低下、その後やや増勢をとり戻しているが、海外受注の落ち込みを国内受注で補っている状況にある。1987年（昭和62年）には、

2,877億ドルとようやく1981年を上回るに至っている。

とりわけその海外受注額は、1981年（昭和56年）に1,299億ドル、総受注額の55%を占めていたものが年々縮小し、1984年（昭和59年）に805億ドル、同42%に減少、さらに縮小し続け、1987年（昭和62年）には739億ドルと1981年の半分近くに減少、そのシェアも26%に落ち込んでいる。

（図－3－2）

図－3－2　国際建設市場の動向（ENR誌上位250社の受注額）

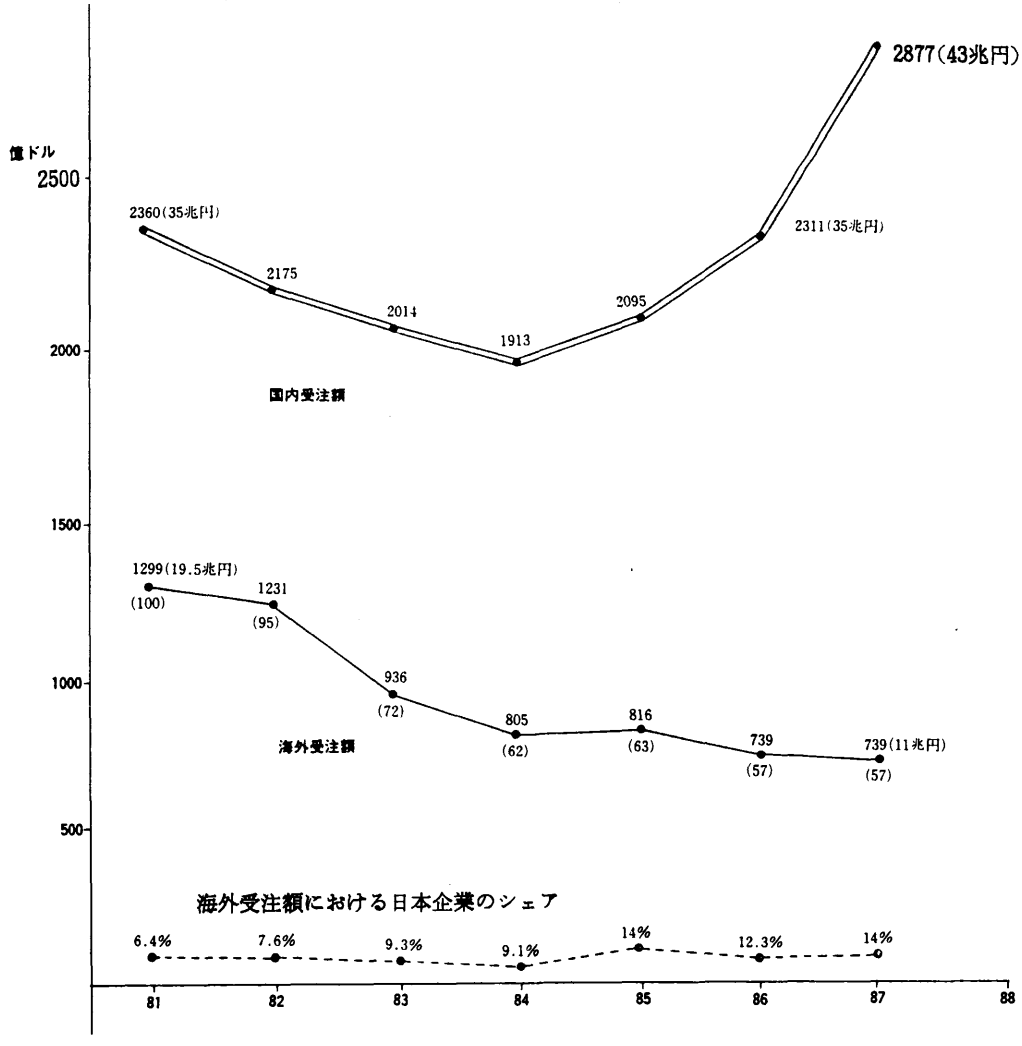

（わが国の建設企業の動向）

・　その中で、わが国の建設企業は、このところ大幅な円高のためもあるが、その受注額をドルベースでみると他の諸国に比べて優位に立っている。1987年の世界上位250社の国内及び海外の合計受注高をみると、ベストテンに清水建設をトップに、わが国の建設企業が6社を占め、上位100社をとっても25社が顔を出している。その中でもわが国企業の受注額の海外市場への依存度は、他の諸国の建設企業に比べて低く、国内市場の拡大が主体である。

・　国別に海外工事受注額をみると、米国の規模とシェアはまだ大きいものの年々低下する傾向にあり、一方、わが国の建設企業は、1981年には海外受注額80億ドルで、世界第7位だったものが年々拡大し、1984年には第2位になり、以降受注シェアも10％台に高めながら、その位置を維持している。上位250社をみる限り、わが国の建設企業は、米国に次ぐ地位を占めているといって過言ではない。

・　最近5カ年のわが国の建設企業の海外受注実績をみると、世界の建設市場の縮小する中でひとり拡大を続け、最近やや縮小してはいるもののその規模は1987年には8,574億円になっている。とりわけ地域別でみると、東南アジアと中東諸国のシェアが激減し、その分をアメリカの建設市場でとり返していることが分る。1987年度に米国での受注額は3,266億円とその38％を占めるに至っている。

以上のように①円高のためドルベースでみると世界の建設市場での日本の建設企業のシェアが増加していること、②海外に浸出する日本の建設企業が開発事業の実施などの資金調達力を強めていること、③最近とくにアメリカの建設市場への日本の建設企業の進出が目立っていることなどの状況のため、アメリカの建設企業のいらだちや緊迫感が増大していることが当然に予想されるところである。

3－2　各国別の建設市場の特性、維持改良へ

（各国の建設市場の動向）

・　日、米、欧の建設市場の特性を比較してみよう。日、米、欧の建設市場は

60兆円台でほぼ均衡しているが、EC諸国を各国別にみると日本の市場に比べかなり小さい。1987年、西ドイツ801億ポンド（18.3兆円）とわが国の3分の1、フランス442億ポンド（10兆円）で6分の1、英国346億ポンド（7.9兆円）で同8分の1という規模にすぎない。

・ 最近の建設市場の成長率をみると、1987年日本では内需拡大の中で、緊急経済対策がとられたことがあり、対前年比で14.4%の伸びを示しているが、EC諸国では景気回復が順調な英国の8.5%、オリンピック景気のスペイン10.6%を除くとせいぜい2%台にすぎない。1988年の見通しでも、わが国の3.8%を上回るのは英国、スペインの両国のみである。長いリセッションから回復しつつあるものの、建設市場はなお低迷を続けている。米国も財政赤字、貿易赤字の双子の赤字の中で、財政支出は伸びず、建設市場はなお低迷している。

・ これをGDPに対する建設市場の大きさで比べると、1987年わが国の対GDP比率が17.4%と大きく回復しているのに比べ、英国6%台、西ドイツ9%台、フランス13%台とわが国より低位にあり、GDPの絶対額の小ささから、ヨーロッパ主要国の建設市場は、相対的に小さなものに止まっている。米国も9.4%と10%を割っており、ドル安のためGDPの大きさもかつてほどではなく、このため建設市場は、名目上は、わが国の建設市場の規模を下まわっている状況にある（図－3－3）。

図－3－3　建設投資の対GDP比率（1987年）

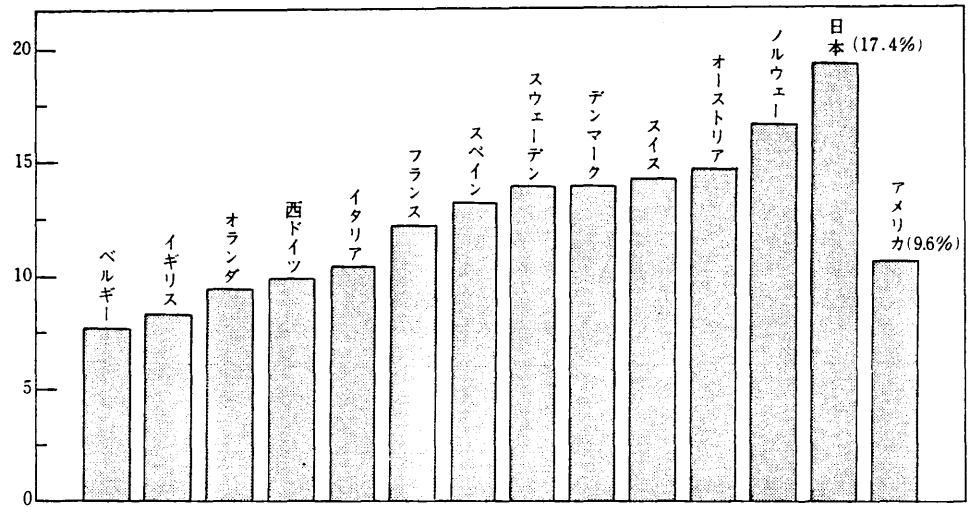

（各国の住宅投資、維持修繕等）

・　建設市場の内訳を日、米、欧で比較してみる。1987年わが国の住宅投資は折からの地価高騰の中でタックスシェルターとして使われたこともあって、対前年比23.5%増の173万戸を記録している。EC諸国は12カ国合計で155万戸とわが国の着工戸数を下回り、米国も162万戸と同じ傾向を見せている。とりわけ、その人口に対する建設戸数を比較すると、日本は米国の2倍、EC諸国の3倍の量の住宅投資を行っていることになる。米国、EC諸国では景気変動にかかわりなく安定的に住宅投資が行われているのに対し、わが国では潜在的な強い住宅需要を背景にして、国の景気対策や個人の節税対策として行われることが多く、その増減が著しく激しくなっている。

・　欧米においては、社会資本と住宅の蓄積も大きく、その耐用年数も長いために、建設市場としての維持修繕改良の市場が著しく大きくなっている。1985年のEC諸国の建設市場の構成をみると民間住宅25%、民間非住宅15%、土木公共工事等18.1%、政府非住宅が6.0%さらに維持管理改良が35.3%と大きく、とりわけ英国、西ドイツ等の主要国においては40%を超えている。一方、公共土木工事等のシェアは、わが国と比べるとかなり小さくなっている。この市場の構成はわが国の今後の建設市場の方向を示唆していると思われる。

（図－3－1）

（建設企業と就業者数）

・　各国の建設市場とこれを支える建設企業、建設就業者との関係をマクロ的に比較してみる（建設市場は1987年、建設企業は1985年の統計）（図－3－4）。

建設企業数と建設就業者については定義範囲が異なるため正確に比較はできないが、大略比べるとわが国の建設企業と建設就業者の相対的優位さが理解できる。建設市場の規模に比べて、建設企業と建設就業者数は、相対的にEC諸国と米国の方が日本より多い。

・　建設企業1社当りの就業者数は、わが国の16.2人に比べ、西ドイツ25.6人、イタリア28.2人とわが国より2倍以上に大きいが、英国8.5人、フランス4.8人、米国3.9人とわが国より小さくなっており、建設企業の零細性は各国とも共通している。

・　わが国の建設企業1社当りの受注額が1億1,700万円であるのに対し、西ドイツ3億500万円、イタリア1億2,800万円はわが国より大きく、英国4,650万円、フランス3,060万円、米国4,320万円はわが国の建設企業の半分以下であり、わが国の建設企業の受注規模は中位にある。

・　建設就業者1人当りの受注額を仮に生産性を示すものとすると、わが国の生産性は相対的に高いものになっている。日本は1,151万円であり、西ドイツ1,080万円、米国1,115万円は、ほぼ日本の生産性に匹敵するが、英国545万円、イタリア500万円、フランス640万円とわが国の生産性の半分程度である。この面においても相対的にわが国の建設企業の成長ぶりが類推できる。

・　しかし、わが国の建設企業と建設就業者の優位性が高まったのは、このところの急激な円高による為替レートの変化によるところであり、実質的な実力が増大したとするには疑問が残るところである。現在の円高に基づく国際比較、こと建設企業の国際競争力を正確に反映しているのかどうか、その実質的な生産性についてもっと具体的に考察する必要がある。

図－3－4　建設企業の国際比較

（　）日本を100とした指数

	日　本	英　国	イタリア	西ドイツ	フランス	米　国
建設市場規模(1987年)	61.2兆円 (100.0)	7.9兆円 (13.0)	9.6兆円 (15.7)	18.3兆円 (29.9)	10.1兆円 (16.5)	60兆円 (98.0)
建設業者数(1985年)	52万社 (100.0)	17.2万社 (33.1)	7.5万社 (14.4)	6万社 (11.5)	33万社 (63.5)	139万社 (267.3)
建設業就業者数(1985年)	530万人 (100.0)	145万人 (27.3)	192万人 (36.2)	169万人 (31.9)	158万人 (29.8)	538万人 (101.5)
建設業1社当りの就業者数(人)	10.2 (100)	8.5 (87)	25.6 (250)	28.2 (278)	4.8 (47)	3.9 (38)
1社当りの受注額(売上高　万円)	11,700 (100)	4,650 (40)	12,800 (109)	30,500 (260)	3,060 (26)	4,320 (40)
1人当りの受注額(生産性)(万円)	1,151 (100)	545 (47)	500 (43)	1,080 (97)	640 (56)	1,115 (97)

1987年為替レート　　$＝150円、£＝230円

3－3　建設市場の今後の見通し、低迷する市場規模

（市場の規模）

・　EC諸国の建設経済の専門家が今後の国際市場の動向をどうみているかみよう。過去1984年から来年1989年までの5年間の各国別の建設市場の見通しを比べてみる。5カ年間で15%～30%と年率3%～5%の高い伸びを示すとみられている国は、景気回復の著しい英国（1984年を100とすると125。以下同じ。）、オリンピック景気のスペイン（140）それに日本（127）と見込まれており、日本への期待が高い。

・　伸び率が8%から15%、年率にして2%前後の国がデンマーク（114）、米国（112）、スイス（112）、カナダ（111）、フランス（111）、オーストラリア（111）等であり、ほとんど横ばいで低迷するのが、オランダ（107）、ノルウェー（102）、イタリア（102）などであり、とくにこれまでの優等生西ドイツはマイナス（99）になるとみられている。全体的に経済成長率よりやや低目にみているものであり、今後、先進国においては急激な建設市場の拡大は望めず、これら先進諸国の建設企業の目は必然的に海外建設市場に向かうことになる（図－3－5）。

図－3－5　各国別の建設市場の推移・見通し

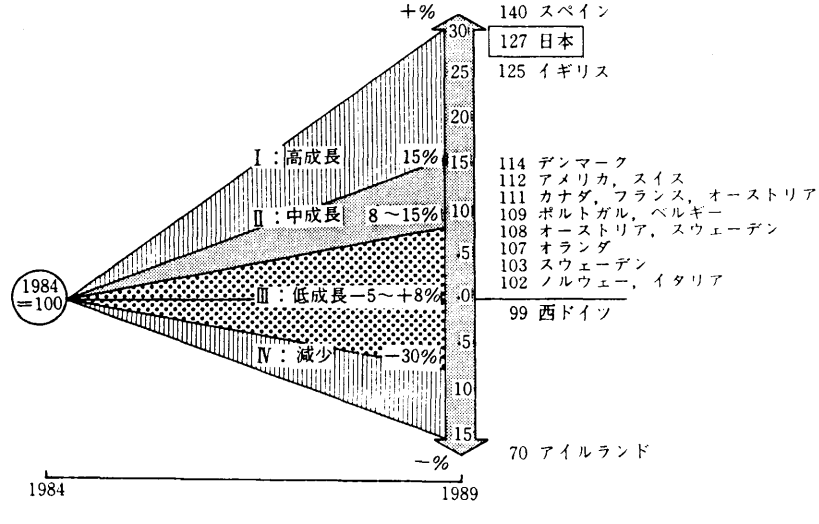

（人口の動向）

・　EC諸国の建設市場の将来への展望が暗いのは、EC諸国における人口増加の停滞がある。EC諸国全体をみても人口の伸びは低く、1985年の3億2,200万人が2000年に3億2,700万人とせいぜい500万人しか増加しないと見込まれている。2000年以降には減少に向うのである。わが国の人口が85年1億2,100万人から2000年に1億3,100万人と1,000万人の増加を示し、さらに2013年まで増え続けていくとされていることに比べ、その停滞ぶりが著しい。

・　住宅投資などの建設市場の長期的な需要を支えるのは、基本的には人口増加である。同時に人口の停滞は、労働市場の縮小を意味し、供給力の制約要因ともなる。高齢化は進むものの、わが国の人口はなお増加し続けるものであり、少なくとも需要面では、西欧諸国よりは相対的に恵まれているといえよう。この恵まれた環境下にあるうちに、本当の意味で経済大国から生活大国に成長し得るように、住宅・住環境の改善向上や社会資本の充実の施策を着実に実施していかなくてはならない。それによってわが国の経済成長が国際経済の振興に寄与することにつながるのである。

3－4　建設市場の開放、その社会的文化的インパクト

建設市場の開放とは、内外無差別、相互主義の理念のもとに、建設市場にどこの国からでも自由に参入できること、とくに大規模工事については相互に設計、工事、資機材などが自由に参入できることであると理解されている。日米間の交渉においても、その視点からの対応が討議され、特定の大規模工事を対象に、外国企業の国外での施工実績を国内の施工実績と同様に取り扱い、事業計画の公表や入札の特例を設けるなどして、外国企業に受注の機会を確保させようとしている。

・　しかしながら、建設市場の開放は、単に受注の機会を確保をして、経済利益の均衡を図るという視点に止まらない。建設市場を支える各国の教育、文化、技術、社会体制まで広汎な分野の開放、相互交流の拡大という方向に進むものである。その点をヨーロッパ諸国でみてみよう。

・　今、1992年をめざして、域内の経済的障壁を取り除き、ヨーロッパに統一市

場を作る動きが、急速に現実味を増し、遠からず経済的なヨーロッパ合衆国が誕生しようとしている。この統合に当たって、重要な課題の一つが建設市場の開放であり、最も困難が予想されるのも、建設市場の分野といわれている。EC諸国はこの課題を30年間討議してきているものの、いまだ十分の成果を上げていない。一定以上の大規模工事は相互に国際入札に付することとされているものの、現実には2％程度が対象になっているにすぎない。

・ EC諸国の建設市場の統合が困難な最大の理由は、建設市場が各国の文化、教育、社会体制そのものだからである。各国とも、長い歴史と文化の中で、独自の建設市場と独自の社会体制をもっている。建設市場を支えるヒトと技術が各国の歴史と文化の上に成立しており、簡単に融合し得ないという事情による。

・ 建設市場の開放に第一に必要なものは、ヒトの自由化、すなわち域内で建築家、土木技術者が自由に活動できること、技術者の資格、活動を相互に認め合うことである。今、EC諸国では、建築家については一応の方針が定められているものの、土木技術者については全く定められていない。各国で技術者の教育体制、その社会的地位や活動の形態が大きく異なっているからである。技術者の態様自体が違うからである。

・ 第二の課題は、建設市場での資機材の移出入が自由にできることである。これなしに経済活動の拡大はあり得ない。その背後には、各国の建設技術や建築基準の統一の必要がある。しかし建築コードの違いが、各国の文化をつくり、各国独自の町並みを生んでいる。パリとロンドンの町並が異るのは文化技術そのものが違うからである。これを統合することは文化そのものを統一する必要があるが、文化の統一は簡単にできるものではない。

・ EC諸国では、最小限、建築物の基礎や構造についてヨーロッパ基準を設けるべく準備を進めているが、各国の制度が異り、円滑に進まないのが現実である。建設市場の開放は、単に受注機会の確保という経済的側面だけでは済まない。いずれ、各国の文化、教育、社会体制そのものに及んでくる課題として理解しなければならない。

・ さらに、外国人労働者の流入と現場での就業がある。EC諸国においては、労働力不足から積極的にこれを受け入れた過去の施策の反省から、現状ではむし

ろ制限的な方針をとりつつある。わが国の建設現場をみると、深刻な労働者不足とりわけ技能工等の不足の中で、外国人労働者の不法就労が表面化し、大きな社会問題になりつつある。大きな経済格差の中で、わが国に就業機会を求めるという東南アジア諸国からのプッシュ要因と当面の労働者不足の解消という国内でのプル要因が重り合って、外国人労働者の就業が進んでいるものと考えられる。

・　建設市場の開放は、広くは、労働の自由化にも関連するものであり、これを、単に労働力不足の解消という狭い視点でのみ把えてはならない。わが国がおかれた国際的役割を考え、同時に西欧諸国での経験など幅広い視点から検討して、ナショナルコンセンサスを図ることが求められている。

3－5　わが国建設企業の強さと弱さ

・　国際化の進むなかで、わが国の建設企業の実力は外国からどのようにして評価されているのであろうか。こと大手ゼネコンに関する限り、その国際競争力はきわめて強いものと思われる。

・　レディング大学のフラナンガン教授は、日本の建設企業についてこのように著述している。「日本の大手建設企業は、規模、資金調達力、技術力などのコンビネーションはとくに優れており、将来世界中で建設投資を必要としているところで投資活動を行うことに熱心である。建設企業のビジネスのやり方や企業の成長に対して独特の文化やアプローチの方法を持っている。」としてその経営上の特色を、①政府とビジネスの関係、ビジネスと銀行の関係はいわゆる日本株式会社といわれるほど政府の施策とビシネスは緊密関係を持っている。②日本企業は長期的なマーケットシェアの拡大を求める。成長は短期的利益より重要である。③ビジネス関係は、伝統的な相互信頼関係を持ちかつ維持することにある。信頼と個人的好意、忠誠心の上に成り立っている。訴訟は例外的な手段にすぎない。④仕事についてその細部の注意や計画に気を配ることであり、工期を守ることである。それは信条であって文化と深く結びついている。⑤品質の確保は絶対的である。責任とかサービスを超えたものであり、注文主は品質に対して代金を支払うのである。⑥建設企業の技術はコピーではなく、

高度の技術革新を目ざしている。技術開発は贅沢ではなく、企業が生き残るための必要の要件である。と解説している。

・　このような経営方針を持つ日本の建設企業の強さは国際的な視点から見ると、次のように評価されている。（図－３－６）

○　多国籍企業を目ざして日々成長を続け、市場シェアを拡大している。

○　企画、設計、エンジニアリング、施工管理は一元的に処理できる多機能組織である。社内に技術者を抱えている。

○　長期展望での技術開発等の将来への投資、研究活動を行っている。

○　従業員スタッフが高学歴であり、訓練も行われ、その資質が優れている。

○　計画、設計、施工等にあたって細部にわたる緻密さを発揮している。施工面への反映などいわゆるVEを常時実施している。

○　工期厳守と高品質の施工、さらにコストの安定という３つを同時に発揮できる。

○　製造業の生産システム応用による効率性、生産性の高さを有している。

○　デベロッパー型の国際進出を行っている。

・　先進諸国の視点からみる場合、わが国の建設企業の優秀性が目立ってはいるが、同時に弱点を持っていることは否定できない。むしろ、国際化によってその弱点が露呈することも予想される。52万社に及ぶ建設企業間の格差は大きく、契約、労務等なお非近代的なシステムが残存しており、その構造改善の必要性が強く主張されている。

・また、外国企業の参入がなされた場合にそなえて、わが国の受入れ体制の整備改善を図ることが必要であり、とりわけ契約約款、仕様、技術者資格、クレーム処理などについて早急に対応を打ち出していくことが求められている。

図－３－６　日本の建設業の特性

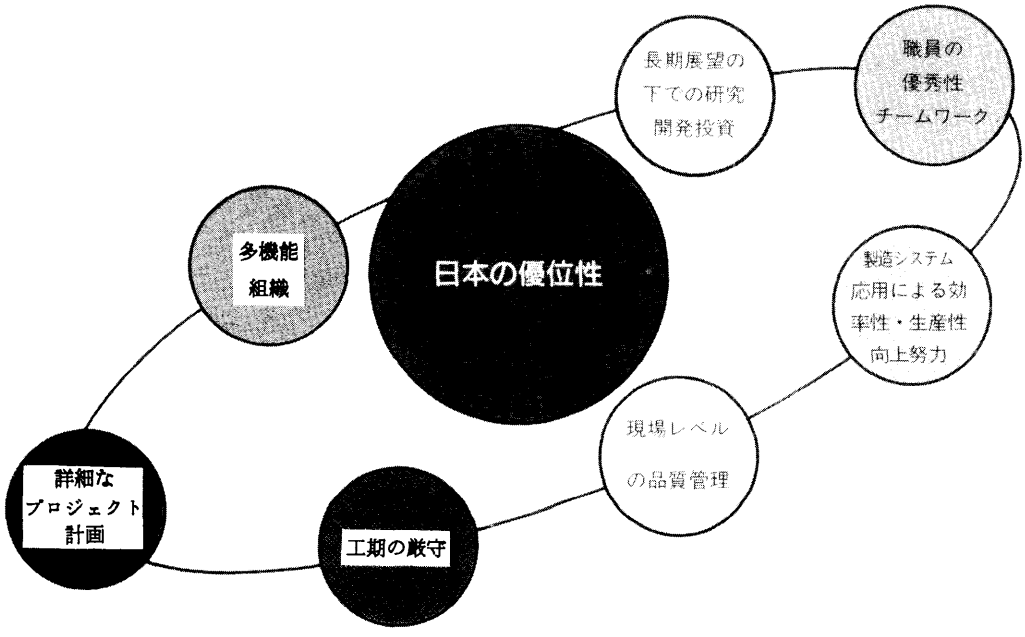

発注側が建設業に求める優先順位

イギリス	アメリカ	日　本	西ドイツ	香　港	中　国
価　格	工　期	品　質	品　質	価　格	価　格
品　質	価　格	工　期	工　期	工　期	品　質
工　期	品　質	価　格	価　格	品　質	工　期

資料：1987年９月18日　セミナー「国際的視野における日本の建設産業」

第4章　これからの建設産業

4－1　建設産業の内包する諸問題、「企業は強く産業は弱し」

・　すでに第1章で述べたように日本経済は順調な景気回復の波に乗っており、民間設備投資も順調に推移している。また、国際舞台では、我が国の建設産業は、その品質管理能力、技術開発、ファイナンス等を背景に活躍している。その国際的評価は第3章で述べたとおりである。

・　しかし、こうした状況のなかで、「21世紀への建設産業ビジョン」で指摘されたような問題点がなくなってしまった訳ではない。むしろ、そういった問題点は水面下で進行しつつある。元請・下請の構造問題は本格的に取り組むべき段階にきており、専門工事業者の経営体質の問題も需要の増大によって隠されてしまっている。また労働生産性は製造業に比べて相変らず停滞している。

受注の増大によって急速に表面化した労働力の不足は、今後の需給状況を考えると、焦眉の問題である。

・　これからの建設業を「活力ある挑戦的な産業」として、今後の発展を考えるならば、建設産業ビジョンで指摘された諸問題は、必ず解決しなくてはならないものである。そして、現在のように追い風の時こそ、建設業の構造改善に向けて、将来への布石を打つ好機と考えるべきであり、建設業界が一体となって取り組むべき時期である。

・　わが国の建設産業をみると大手の建設企業の国際競争力に対しては外国からの評価も高く、国際的役割りを増している一方、国内的には多くの中小建設業を中心に建設産業はなお立遅れを示しており、建設産業の構造改善の必要性はいっそう高まっている。『企業は強し、されど産業は弱し』である。

4－2　構造改善へのプログラムの促進

・　「21世紀への建設産業ビジョン」を受け、63年5月に中央建設業審議会は「今後の建設産業政策の在り方について（第3次答申）－建設業の構造改善について－」と題する答申を行った。これは今後建設業界が取り組んでいかねばならない建設業の構造改善の方向を示したものである。その基本的方向として

は建設生産システムの中から不良・不適格者を排除し、発注者、設計者、元請・下請が自らの役割と責任を果たしつつ意思の疎通を十分密にすることによって効率的生産システムの形成を行うことである。それを実現するためには、個々の企業基盤の強化・活性化を行い、元請・下請構造の在り方を中心にした、合理的分業関係の形成が必要であるとしている。(図－４－１)

・　この答申に沿って建設業界・行政が一体となって構造改善事業を推進するために、昭和63年９月、建設省内に構造改善推進会議が設置された。また、この構造改善推進会議において、構造改善事業の実効性を確保すべく、各事業の緊急性、重要性に基づくプライオリティーを明らかにし、計画的・重点的な取り組み方を示す構造改善プログラムについて協議が進められている。

また、このプログラムは建設業振興基金内に設けられた構造改善センターの行うべき事業の方向も併せて示すものとなる。

構造改善プログララム素案における重点事業

１．改正建設業法の的確な運用（技術者の適正配置）の確保
２．共同企業体の適正な活用の推進
３．元請・下請間における新しいルールの確立
４．経営体質の改善
５．生産工程の改善
６．若年建設従事者の入職促進
７．総合的人材育成事業

これらのこれから推進するべき事業について、生産性と労働力の観点から、少し考察してみたい。

４－３　生産性の向上

・　建設業の労働生産性は停滞しており、製造業との格差は拡大しているといわれている。図－４－２は実質付加価値生産性と付加価値デフレータの上昇率を業種別にプロットしたものである。図の左上方向にある産業は厳しい国際競争のなかで生産性向上を達成してきた貿易材中心の部門であり、また図の右下方

図－４－１　建設業の構造改善（全体図）

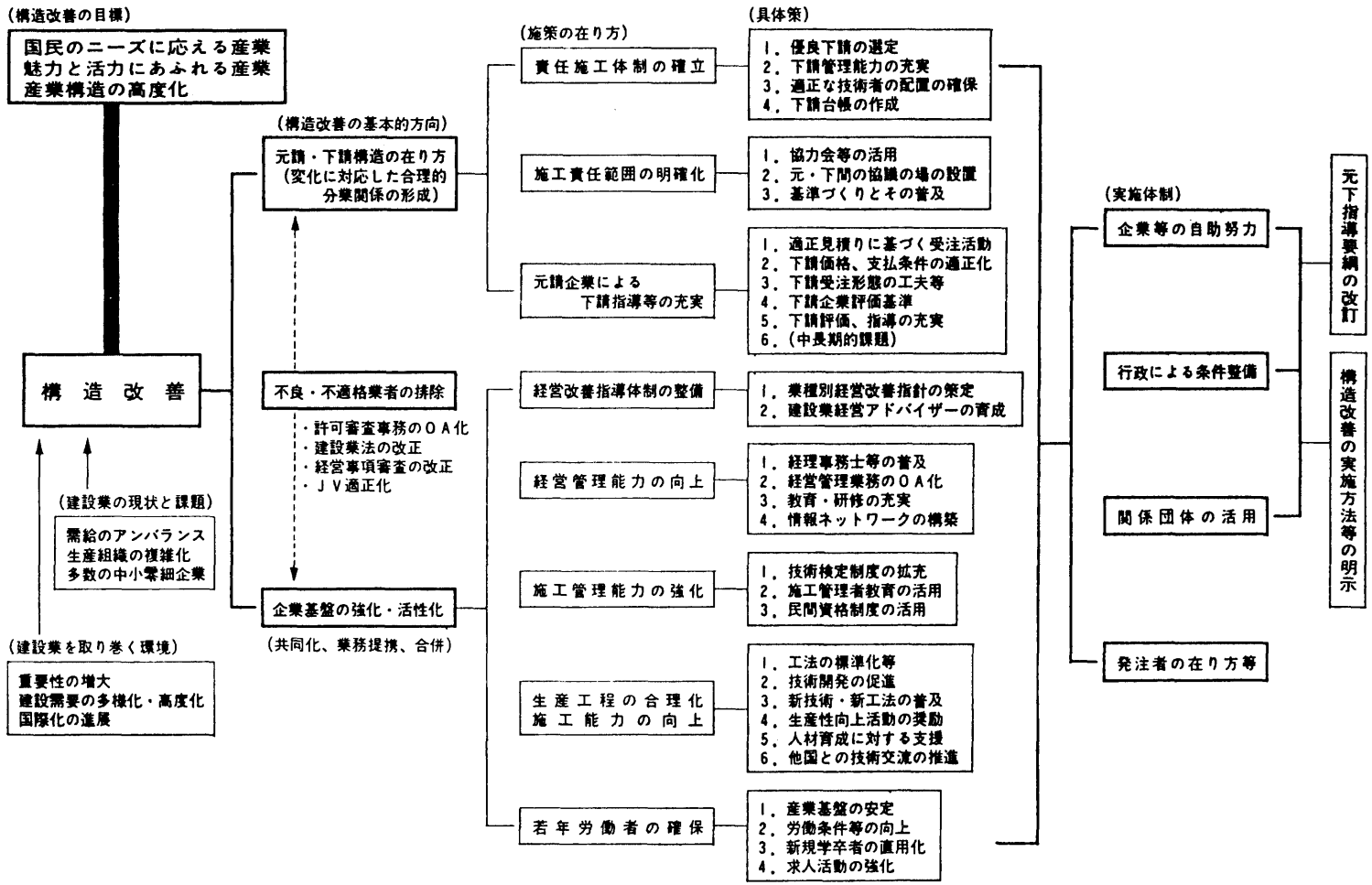

向にある産業は生産性の低下を値上げによりカバーしてきた生活財関係の国内部門であり、これが為替レートの上昇によってもたらされるべき豊かさを国民が享受できない一因とされている。

・　一方、建設業についてみれば、一定量の工事を施工するのに必要な労働力を表す労働原単位は減少しており、一部の現場段階では省力化が進んでいると考えられるし、実際大手ゼネコンを中心として省力化のための努力が行われている。そこで、この生産性のギャップについては充分な検証を行い、そこに存在する要因について考察する必要があると思われる。

・　まず数字上の問題であるが、建設業はその生産物の特性により、製造業のように市場価格からデフレータを算出することが困難なため、投入コストによりデフレータを算出している。そしてこの方法ではデフレータに生産性が反映されにくい点が指摘されている。このため建設業の生産性は図－４－２に表わされる位置とは必ずしもいい切れず、実質生産性は分母にデフレータを持つことから、建設業の実際の生産性向上分に応じて、プロットは図－４－２上を左上に向って移動する。

図－４－２　業種別の実質付加価値生産性と付加価値デフレータの変化

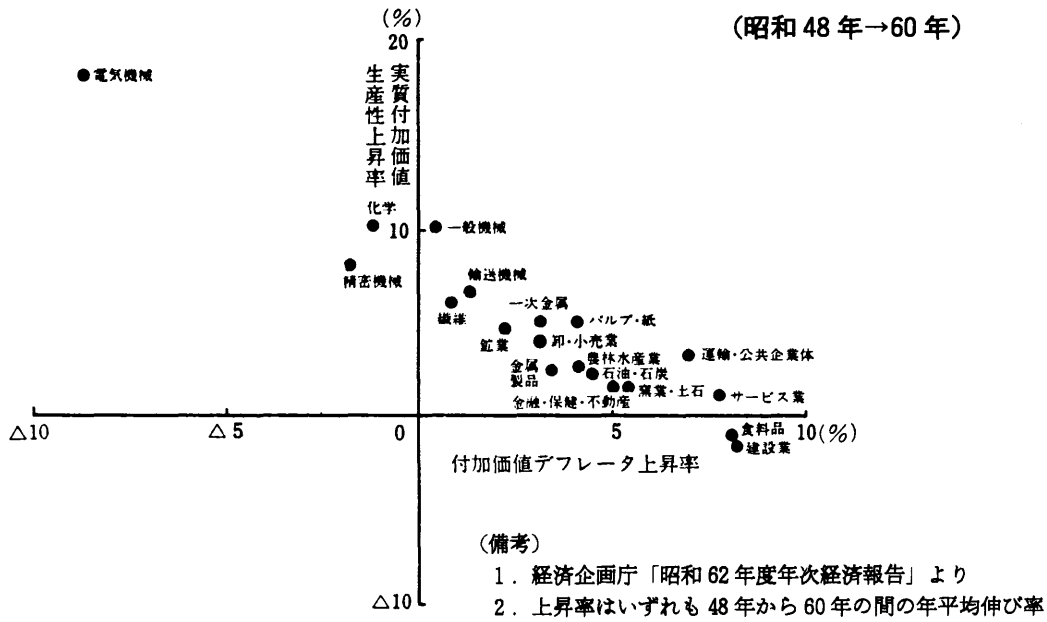

（備考）
1．経済企画庁「昭和62年度年次経済報告」より
2．上昇率はいずれも48年から60年の間の年平均伸び率

・　他にも、例えばプレハブ化が進むと、生産性向上分はプレハブ工場に中間投入として流れ、現場には手作業でしかできない生産性の低い労働集約部分しか残らないという問題もある。以上のような事情をふまえて、これからの建設業の生産性を測る指標を用意しておかないと、生産性向上の方向を見失う恐れがある。

・　次に、仮に建設業の生産性が向上しているとしても今後の問題点は多い。元請・下請構造などの産業内部の合理的関係の確立に加えて、現在以上の生産性の向上がなければ、建設業の活性化や労働条件の改善は困難であるし、産業イメージも向上せず、ひいては若年労働者の確保も難しくなる。また、これからの労働力人口の高齢化などを考えると、より一層の省力化なくしては、現在の生産性を維持することさえ困難であり、施工能力に支障をきたすことも危惧されている。したがって、生産性向上と労働力対策としての省力化を推進するため、ロボット化、プレハブ化等を含めた技術開発を中心とした生産工程の改善に取り組むことが重要である。

・　欧米に比較して我が国はロボット化の研究が進んでいるといわれているが、まだ一般的な実用化には至らない段階にある。単品の屋外生産という技術的にロボット化が難しい点もあるが、建設業界、学界、行政が一体となって共同開発等を進めるシステムを整備する必要がある。（図－４－３）

プレハブ化は欧米では発達しているが、我が国ではなかなか進展していない。これは発注者の嗜好もあるが、需要に対応し、プレハブ化に関してさらに規格化、標準化を進めていくべきであろう。

・　さらに、このようなロボット化・プレハブ化等の技術開発が進むようにその体質を改善していく必要がある。このためには発注システムの合理化によりインセンティブを与え、また資金面でも融資・税制等の対応を考慮しなければならない。

以上のような省力化をより一層効果的に促進するため、工程別に労働需給や生産性を把握したうえで、実態に即した技術開発目標を設定する必要がある。

図－４－３　開発の進む建設ロボット

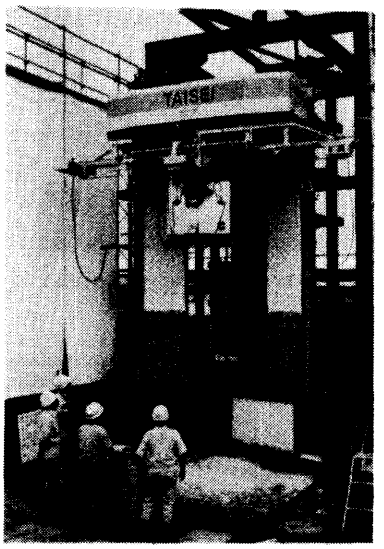

壁面塗装ロボット

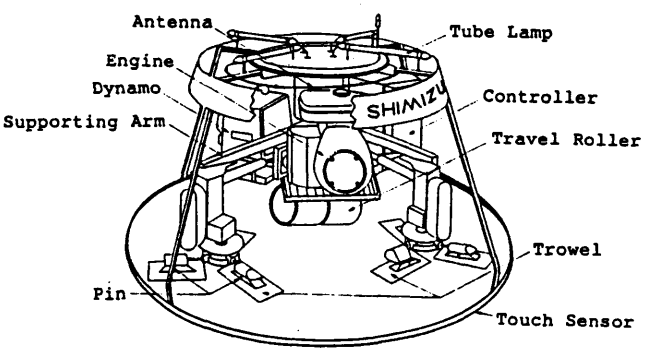

床仕上左官ロボット

４－４　労働力問題

・　建設市場の活況化の中で、このところ急速に技能工を中心に労働力不足が問題化している。工事現場によっては、労働力不足のために工期が守れないところもあると言われる。昭和55年をピークに横ばいないし減少傾向を示していた建設就業者は、最近の急激な需要の増大に対応して、多少増加に転じた傾向にはあるが、労働力不足問題は、当面の需要の増大という一時的なものであるにしても、同時に中長期的には、構造的な問題として今後ますます深刻化するものと思われる。

・　建設業における職業別就業者数を見ると、昭和55年以降の就業者数の横ばいの時でも、管理・専門的分野及び事務・販売従業者は増加しており、直接生産に関わる労働者は減少していた。また就業者の年令構成の変化を見ると、建設産業ビジョンによる予測をはるかに上回るスピードで高齢化は進みつつある。（図－４－４）

・　所要の労働力を確保し、活力ある建設産業となるためには、適正な元請・下請関係のもとにおいて、労働生産性の向上を図り、より少ない労働力でより多

図－４－４　建設業就業者数と年齢構成の推移

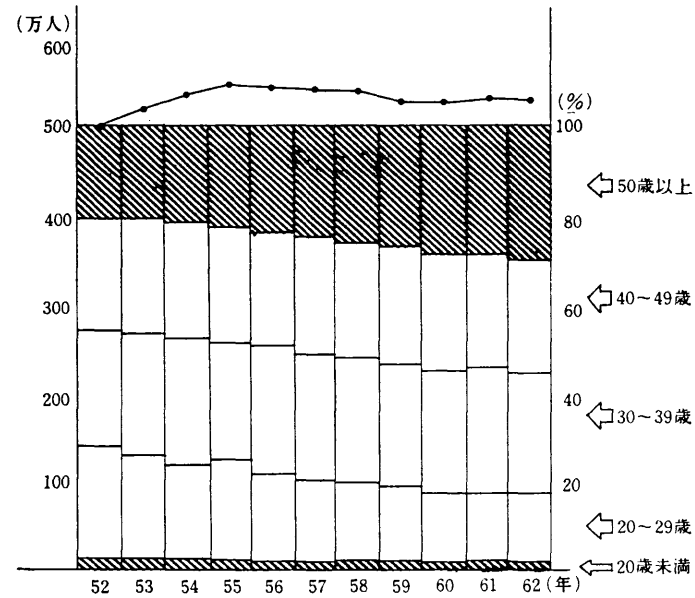

（備考）１．労働力調査（総務庁統計局）より作成
２．折れ線は就業者数を示す

くの施工が可能になる対策を進めるとともに、他方では、労働者の労働条件を改善し、教育・訓練を充実させて、建設業への入職を推進し、その定着を図ることが需要である。とくに、若年労働者については年々確保が困難になっており、若年労働者の確保ができないことは、建設産業全体が衰退に向うことを意味するので、若年労働者の入職定着にはいっそうさらに充実した対策を講ずる必要がある。

・　そのためには、労働条件の改善とともに建設産業自体のイメージアップが必要となる。建設業が暗い・きたない・かっこわるいというイメージを払拭すべく、産業全体のアイデンティティ（Industrial Identity）の確立を考える必要がある。また、ロボット化等による重作業の削減や労働時間の短縮によって、女性にも魅力ある職場に変えていくことも大事である。

・　大学や高校において学生に土木の人気が低下しているといわれるが、その役割りについて広く認識を高めるとともに、土木建築などの技術者教育のあり方についても時代に即応するよう検討する必要がある。

・　外国人労働者の不法就労が最近ますます社会問題化している。外国人労働者

の雇用についての、わが国の国民の意識は必ずしも明確に方向づけられていない。わが国のおかれた国際化という大きな視点から就業の機会を与えるべきとする考え方もあり、一方建設労働者の劣悪な労働条件の固定化又は低下のおそれ、景気停滞期の労働市場の混乱、さらには社会問題の発生を危惧して、これに慎重であるべきとする意見もある。建設企業にあっても、労働力不足から特定の業種に限って受け入れることを求める見解もある一方、構造改善やロボット化などの生産性の向上によって対応すべしとする見解もある。

・　外国人労働者の雇用を、単に労働力不足の解消の手段という狭い視点で把えてはならない。それは、つきつめれば、外国人を日本人として考え、ともに生活するかどうかということにつながるのであり、そのための社会コストを負担する覚悟があるかということになるのである。建設企業にとっても、当面の労働力不足という短期的な利害ではなく、中長期的にみた建設業の構造改善の問題の一環として把えなければならない。

・　すなわち、国内の労働力の確保が困難であり、賃金が安いからという安易な理由で雇用するという方向は決して望ましいことではない。このことは、かえって賃金の低下を招き、国内での労働力の確保をいっそう不利にするということになる。また、建設業のイメージをいっそう悪化させることにもなりかねない。今なすべきことは、国内において労働者の入職が促進されるような方策すなわち建設業の構造改善にまず取り組むべきである。

・　一方、わが国と開発途上国の経済格差がその吸引力となっている現状をみるとき、「世界とともに生きる日本」の責務という国際的な視点からは、わが国としては、まず政府開発援助の拡充を図ることによって、労働力の供給国で積極的な経済開発を支援し、そこに労働力の需要をつくるという姿勢をもつことが経済大国としての役目である。

・　また、経済開発のための人材育成に、技術移転が必要であり、この一環として外国人労働者の研修制度を充実し、それによって労働力の水準の引き上げを図ることが必要である。この場合でも、研修制度の悪用による単純労働力の導入が行なわれることがないよう、その実効性を期するために、制度運用について充分配慮しなければならない。

㈶ 建設経済研究所と「日本経済と公共投資」

㈶ 建設経済研究所

建設経済研究所は、昭和57年9月1日、建設大臣の許可により財団法人として発足しました。昭和57年は、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社および北海道建設業信用保証株式会社の建設保証事業3社が創立30周年を迎えた年であり、その記念事業の一環として研究所設立のための出捐がなされたものです。これには、安定経済成長への移行、人口の安定化などの社会情勢の変化に対応して、望ましい国土形成の推進と建設産業の発展に資するため、中立的立場から公共投資および建設産業のあり方の理論的かつ実証的な研究を推進することが、社会的に強く要請されているという背景がありました。

研究所の活動に対しては、経済学者を中心とする学識経験者の協力、建設省の支援が得られており、調和のとれた適正な国土基盤の形成と建設産業の振興に寄与すべく調査研究を進めております。

日本経済と公共投資

研究所では、57年から「日本経済と公共投資」を発表し、内外の経済動向を踏まえ、公共投資や建設産業のあり方について政策提言を行っています。

「日本経済と公共投資」の副題

57年5月　副題なし
58年12月　～内需中心の経済成長を図るために～
59年6月　～内需中心の持続的成長をめざして～
59年12月　～均衡ある経済社会の形成のための社会資本ストックの充実をめざして～
60年7月　～国際経済環境の変化の下で公共投資に関する政策の変革を求める～
60年12月　～住宅・社会資本整備のため、今こそ財政出動のとき～
61年7月　～国際協調型経済運営をめざして～
61年12月　～経済運営の転換期の今こそ、積極財政の展開を求める～
62年7月　～構造転換に向けて新たな公共投資の展開を～
62年12月　～内需拡大に向けて、根本的課題への挑戦～
63年7月　～国際協調のための変革への積極的対応～
63年12月　～建設市場の拡大の中で魅力ある建設産業への脱皮

（財）建設経済研究所
〒116 東京都港区麻布台二丁目4番5号　メソニック 39 森ビル　9階
TEL 03-433-5011
FAX 03-433-5239

ニューヨーク事務所
The Continental Center, 21 st. Floor
180 Maiden Lane, N.Y., N.Y. 10038 U.S.A.
TEL 212-208-6930
FAX 212-943-1714